

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令新旧対照条文

目 次

一 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（第一条関係）	……………	1
二 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令 （平成十一年政令第九十五号）（第二条関係）	……………	12

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部改正（第一条関係）

※「現行」は、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）第四条及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十一年政令第八十八号）第二条による改正後のもの

（傍線は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>								
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（平成二十七年度及び平成二十八年度における標準的な規模の収入の額の特例）</p> <p>第十条 平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十七年度及び平成二十八年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定に係る額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">第一号イ</td> <td style="width: 80%;">同法第十四条</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定（同法附則第一条ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正前の地方交付税法（第五号において「平成三十年旧</td> </tr> </table>	第一号イ	同法第十四条		地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定（同法附則第一条ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正前の地方交付税法（第五号において「平成三十年旧	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（平成二十七年度及び平成二十八年度における標準的な規模の収入の額の特例）</p> <p>第十条 平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十七年度及び平成二十八年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定に係る額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">第一号イ</td> <td style="width: 80%;">同法第十四条</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定（同法附則第一条ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正前の地方交付税法（第五号において「平成三十年旧</td> </tr> </table>	第一号イ	同法第十四条		地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定（同法附則第一条ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正前の地方交付税法（第五号において「平成三十年旧
第一号イ	同法第十四条								
	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定（同法附則第一条ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正前の地方交付税法（第五号において「平成三十年旧								
第一号イ	同法第十四条								
	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定（同法附則第一条ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正前の地方交付税法（第五号において「平成三十年旧								

地方交付税法」という。) 附則第七條の二及び地方交付税法附則第七條の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第五号) 第三條の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号) 第八條第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。) 第九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号) 第三十九條の規定により読み替えられた平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七條の規定による改正前の地方交付税法第十四條(以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四條」という。)

地方交付税法」という。) 附則第七條の二及び地方交付税法附則第七條の三の規定の適用がないものとした場合における  
地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号) 第八條第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。) 第九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号) 第三十九條の規定により読み替えられた平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七條の規定による改正前の地方交付税法第十四條(以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四條」という。)

略	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
略	及び航空機燃 料譲与税	、航空機燃料譲与税及び交通安全 対策特別交付金
略	略	略

(平成二十九年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十一条 平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十九年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	同法第十四条	地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号)第一条の規定(同法附則第一条ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正前の地方交付税法(第五号において「平成三十年旧地方交付税法」という。)附則第七条の二及び地方交付税法附則第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律(平成三
------	--------	---

略	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
略	及び航空機燃 料譲与税	、航空機燃料譲与税及び交通安全 対策特別交付金
略	略	略

(平成二十九年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十一条 平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十九年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	同法第十四条	地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号)第一条の規定(同法附則第一条ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正前の地方交付税法(第五号において「平成三十年旧地方交付税法」という。)附則第七条の二及び地方交付税法附則第七条の三の規定の適用がないものとした場合における
------	--------	--

	から同条
<p>十一年法律第五号) 第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号) 第八條第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。) 第九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号) 第三十九條の規定により読み替えられた平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七條の規定による改正前の地方交付税法第十四條(以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四條」という。)</p>	<p>に読替え後の地方交付税法第十四條の規定により算定した分離課税所得割交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 附則第七條の四の規定により指定都市</p>

	から同条
<p>地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号) 第八條第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。) 第九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号) 第三十九條の規定により読み替えられた平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七條の規定による改正前の地方交付税法第十四條(以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四條」という。)</p>	<p>に読替え後の地方交付税法第十四條の規定により算定した分離課税所得割交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 附則第七條の四の規定により指定都市</p>

第五号	第一号口〜第四号			
地方自治法施行令（昭和二	略	合算額	及び航空機燃料譲与税	
法律の施行に伴う関係政令の整理	地方交付税法等の一部を改正する	合算額から特定交付見込額を控除した額	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金	<p>に對し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に對し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条</p>

第五号	第一号口〜第四号			
地方自治法施行令（昭和二	略	合算額	及び航空機燃料譲与税	
	略	合算額から特定交付見込額を控除した額	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金	<p>に對し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に對し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条</p>

<p>基準財政収入額</p>	<p>第二項</p>	<p>十二年政令第十六号</p>
<p>基準財政収入額（平成三十年旧地方交付税法附則第七条の二第二項及び地方交付税法附則第七条の三第二項に規定する算定方法におお</p>	<p>平成二十八年地方税法施行令等改正令第六条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十條の十第二項</p>	<p>に關する政令（平成三十一年政令第九十号）第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に關する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法施行令等改正令」という。）第六条の規定による改正前の地方自治法施行令</p>

<p>基準財政収入額</p>	<p>第二項</p>	<p>十二年政令第十六号</p>
<p>基準財政収入額（平成三十年旧地方交付税法附則第七条の二第二項及び地方交付税法附則第七条の三第二項に規定する算定方法におお</p>	<p>平成二十八年地方税法施行令等改正令第六条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十條の十第二項</p>	<p>地方特例交付金等の地方財政の特別措置に關する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法施行令等改正令」という。）第六条の規定による改正前の地方自治法施行令</p>

		むね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）
及び地方揮発油譲与税	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金	

(平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特例)

**第十二条** 平成三十一年度地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成三十一年度における平成三十一年度地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十
------	------	---

		むね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）
及び地方揮発油譲与税	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金	

(平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特例)

**第十二条** 平成三十一年度地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成三十一年度における平成三十一年度地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における
		地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十

	から同条
<p>一年法律第十七号) 第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。)</p> <p>第九条の規定による廃止前の地方人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第三十九条の規定により読み替えられた平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法第十四条(以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。)</p>	<p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。)及</p>

	から同条
<p>一年法律第十七号) 第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。)</p> <p>第九条の規定による廃止前の地方人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第三十九条の規定により読み替えられた平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法第十四条(以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。)</p>	<p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。)及</p>

第五号	第一号口〜第四号	略	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成三十一年政令第九十号）第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財	略	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金	合算額から特定交付見込額を控除した額	及び航空機燃料譲与税	合算額	略	び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条

第五号	第一号口〜第四号	略	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方特例交付金等の地方財	略	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金	合算額から特定交付見込額を控除した額	及び航空機燃料譲与税	合算額	略	び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条

第二項	<p>政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法施行令等改正令」という。）第六条の規定による改正前の地方自治法施行令</p>
基準財政収入額	<p>平成二十八年地方税法施行令等改正令第六条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十條の十二第二項</p> <p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある</p>

第二項	<p>政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法施行令等改正令」という。）第六条の規定による改正前の地方自治法施行令</p>
基準財政収入額	<p>平成二十八年地方税法施行令等改正令第六条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十條の十二第二項</p> <p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある</p>

油譲与税	及び地方揮発	
対策特別交付金	、地方揮発油譲与税及び交通安全	場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）

油譲与税	及び地方揮発	
対策特別交付金	、地方揮発油譲与税及び交通安全	場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）の一部改正（第二条関係）

（傍線は改正部分）

改正案	現行
<p>（市町村に係る地方特例交付金の額の算定及び交付に関する都道府県知事の事務）</p> <p><b>第一条</b> 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第六条の規定により、都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき地方特例交付金の額の算定及び交付に関し、次に掲げる事務を取り扱わなければならない。</p> <p>一 法第四条第一項の規定により総務大臣が決定し、又は変更した地方特例交付金の額を当該市町村に通知すること。</p> <p>二 法第五条第一項から第三項までの規定により交付時期ごとに交付すべき地方特例交付金の額を算定してこれを総務大臣に報告するとともに、当該市町村に通知すること。</p> <p>三 法第五条第四項の規定により地方特例交付金の全部又は一部を国に還付させること。</p> <p>（特別区財政調整交付金の特例）</p> <p><b>第二条</b> 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令第二百十条の十二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の収入額」とあるのは「の収入額、地</p>	<p>（市町村に係る地方特例交付金の額の算定及び交付に関する都道府県知事の事務）</p> <p><b>第一条</b> 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第六条の規定により、都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき地方特例交付金の額の算定及び交付に関し、次に掲げる事務を取り扱わなければならない。</p> <p>一 法第四条第一項の規定により総務大臣が決定し、又は変更した地方特例交付金の額を当該市町村に通知すること。</p> <p>二 法第五条第一項又は第二項の規定により交付時期ごとに交付すべき地方特例交付金の額を算定してこれを総務大臣に報告するとともに、当該市町村に通知すること。</p> <p>三 法第五条第三項の規定により地方特例交付金の全部又は一部を国に還付させること。</p> <p>（特別区財政調整交付金の特例）</p> <p><b>第二条</b> 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令第二百十条の十二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の収入額」とあるのは「の収入額、地</p>

方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この項において「特例交付金法」という。）第二条第一項の規定により特別区に交付するものとされる地方特例交付金の額」と、「同法第十四条第一項」とあるのは「特例交付金法第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項」と、「同項及び同条第三項並びに同法」とあるのは「地方特例交付金にあつては同項の地方特例交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項、特例交付金法第八条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第三項並びに地方交付税法」とする。

方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この項において「特例交付金法」という。）第二条の規定により特別区に交付するものとされる地方特例交付金の額」と、「同法第十四条第一項」とあるのは「特例交付金法第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項」と、「同項及び同条第三項並びに同法」とあるのは「地方特例交付金にあつては同項の地方特例交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項、特例交付金法第八条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第三項並びに地方交付税法」とする。